

賃 貸 借 契 約 書 (案)

発注者寝屋川市（以下「発注者」という。）と受注者●●●●●（以下「受注者」という。）とは、児童見守り用GPS端末（R8年度小1分）（以下「装置」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(契約内容)

第1条 契約する件名、規格等、数量、賃料、賃貸借期間、納入場所及び契約保証金は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 件 名 | 児童見守り用GPS端末の賃貸借（R8年度小1分） |
| (2) 規 格 等 | |
| (3) 数 量 | |
| (4) 賃 料 | (総額) 金 000,000,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 00,000,000 円) |
| | (月額) 金 0,000,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 000,000 円) |
| (5) 賃貸借期間 | 令和8年6月1日から令和10年3月31日まで |
| (6) 納入場所 | 発注者指定場所 |
| (7) 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額又は履行保証保険による場合は免除 |

(総則)

第2条 受注者は、発注者の提示した仕様書及び図面等に基づき、前条の賃料をもって、賃貸借期間中装置を発注者の使用に供さなければならない。

(検査)

第3条 受注者は、発注者の指定する場所に、納入期限までに装置を納入し、正常な状態で使用できるようにした後、賃貸借期間の開始日までに発注者の検査を受けるものとする。

2 受注者は、前項に規定する期日までに装置を納入し、発注者の検査に合格することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付した書面により期限の延長を求め、発注者の承認を得なければならない。

3 発注者は、月毎に装置の状態等を確認し、遅滞なく契約書の定めるところにより、業務の履行の状況を確認するための検査を行わなければならない。

(賃料の支払)

第4条 受注者は、前条第3項の検査に合格したときは、書面をもって、前月分の賃料を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者の契約の履行を確認した上で、前項の請求を受けた日から30日以内に発注者の指定する方法により、受注者に賃料を支払うものとする。

3 発注者は、その責めに帰すべき理由により前項の期間内に請求金額を支払わないときは、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定した率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨て

る。)の利息を、受注者に支払うものとする。

- 4 この契約を途中で解除したことにより、賃貸借期間に1か月未満の端数が生じたときの賃料は、使用しなかった日数につき、日割計算により減じた額を受注者に支払うものとする(1円未満切捨て)。
- 5 受注者の責めに帰する事由により、発注者が装置を使用できなかったときは、発注者は、その月の賃料については、使用できなかった日数につき、日割計算により減じた額を受注者に支払うものとする(1円未満切捨て)。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第5条 受注者の責めに帰すべき事由により使用開始日までに装置を納入することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、賃料の年額相当額につき、賃貸借期間における遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

(装置の保守)

第6条 受注者は、発注者が装置を常時良好な状態で使用できるよう、受注者の責任と負担で保守しなければならない。

- 2 装置が故障した場合、受注者は、発注者の請求により、直ちに受注者の責任と負担で正常な状態に回復させなければならない。
- 3 発注者の故意または過失による故障により生じた費用は、50台分までは受注者が負担するものとする。
- 4 装置の保守は、受注者又は受注者の指定する者が行うものとする。
- 5 受注者は、装置の保守に従事させる者を納入設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。

(契約の目的物の引取り等)

第7条 受注者は、賃貸借期間が終了したときは、発注者の指示に従い、速やかに装置を引取り、その他原状に復さなければならない。

(権利又は義務の譲渡等)

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除等)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、何らの通知、催告を要することなくこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することはできない。

- (1) 使用開始日までに装置を納入しないとき、又は納入の見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者又はその代理人より契約の解除の申出があったとき。
- (3) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (4) 発注者が行う装置の検査に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったと認められるとき。
- (5) 受注者(受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号に

において同じ。)が次のいずれかに該当する場合。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時賃貸借物等の契約を締結する事務所の代表者をいう。

以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 前条の権利又は義務の譲渡等にあたり、譲渡又は承継を受ける相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を前条の譲渡又は承継を受ける相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、賃料の年額相当額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第2項の規定は適用しない。

5 第2項の場合(第1項第5号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第1条第7号の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

6 発注者は、第2項に規定する場合において、発注者に生じた実際の損害額が第2項に規定する違約金の額を超えるときは、超過分につき賠償を請求することができる。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、装置がその種類、品質又は数量に関してこの契約に適合しない場合には、受注者に対し、適合しないことを知った日から1年以内に限り（数量又は権利の不適合の場合は期間制限なく）、次の各号に定める権利のうち一つ又は複数の権利を選択し、行使することができる。この場合において、発注者は、受注者に対して第4号に定める権利を行使する場合には、事前に相当の期間を定めて第1号に定める履行の追完を催告することを要しない。

- (1) 装置の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し。なお、受注者は、発注者の請求した方法と異なる方法による履行の追完を請求することができない。
- (2) 契約不適合により発注者が被った損害の賠償請求
- (3) この契約の解除
- (4) 賃料の減額の請求

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び装置の納入に必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 受注者は、その責めに帰する理由により、発注者又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、この契約により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除後においても同様とする。

(紛争の処理)

第14条 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰することができない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、発注者受注者協議の上定めるものとする。

書面により締結する場合は、本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

電子契約システムを用いて締結する場合は、本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名を行い、各自当該電磁的記録を保有する。

令和 00 年 00 月 00 日

発注者 大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号
寝屋川市
上記代表者 市長 広瀬 慶輔

受注者 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●
●●●●●●●●